

Fruit of the Loom

ソーシャル・コンプライアンス マニュアル

ライセンシー向け



Bestform



VANITY FAIR. JERZEES.

目次

定義	3
一般的なコンプライアンス・プログラムの要件と制限	4
FOTL 所有のコンプライアンス・プログラムの概要	5
1. 新規取引工場登録	
2. 継続的なモニタリング	
3. 工場への発注がない場合	
ライセンサー所有のコンプライアンス・プログラムの概要	8
1. プログラムの要件	
2. 報告に関する仕様	
3. 発展レベルのソーシャル・コンプライアンス・プログラム	
4. 認定レベルのソーシャル・コンプライアンス・プログラム	
5. プログラムへの参加継続	
6. 報告要件のフローチャート	12
FOTL のソーシャル・コンプライアンス マニュアル承認フォーム	14



定義

1. **認定レベル** : ライセンシーが、そのサプライチェーン内の従業員のために適正かつ人道的な労働環境を確立することを目的とし、ベスト プラクティスとみなされる組織化され効果的なソーシャル・コンプライアンス・プログラムを持っていること。
2. **監査** : 工場の労働環境が、国内のまたは国際的な労働基準に基づく行動規範やベンチマークを遵守しているかどうかを検証するために査定人が実施する評価プロセス。
3. **監査会社** : ソーシャル・コンプライアンス監査基準に基づいて工場を評価する会社。
4. **ベスト プラクティス** : コラボレーション、説明責任、透明性によって作業環境に好ましい変化をもたらし、他の手法より優れていると一般に認められてきた方法または手法。
5. **コンプライアンス オーナー** : 工場のソーシャル・コンプライアンス プロセスを推進する任務を受けた、FOTL の CSR (企業の社会的責任) チームのメンバー。
6. **改善計画 (CAP)** : ソーシャル・コンプライアンスやセキュリティ・アセスメント・レポートで指摘された項目を改善するための方法を詳述した行動計画。CAP には、各指摘点、指摘点の根本的な原因、改善に必要なアクション、責任者、最終期限日、およびアクション完了のステータスが記載されている。
7. **発展レベル** : ライセンシーが、そのサプライチェーン内の従業員のために適正かつ人道的な労働環境を確立することを目的とし、組織化され効果的なソーシャル・コンプライアンス・プログラムを持ち、ベスト プラクティスを構築する段階にあること。
8. **FOTL 所有のコンプライアンス・プログラム** : FOTL がサプライチェーンのソーシャル・コンプライアンス状況をモニタリングするうえで基準となるソーシャル・コンプライアンス・プログラム。
9. **基本的なベンチマーク** : 社会・労務コンプライアンスにおいて最も重要な位置づけとなる標準的な慣行。
10. **業界監査** : 特定の業界内で開発され認められているソーシャル・コンプライアンス監査基準。
11. **ライセンシー所有のコンプライアンス・プログラム** : ライセンシーがそのサプライチェーンのソーシャル・コンプライアンス状況をモニタリングするうえで基準となるソーシャル・コンプライアンス・プログラム。
12. **マルチステークホルダー・イニシアティブ (MSI)** : 複雑な開発課題や開発目標に対するソリューションを実現するために、政府、市民社会、民間企業が結集し、対話、意思決定、実施に参加することを求めるガバナンス構造。
13. **下請け業者** : Fruit of the Loom (またはその関連会社) の発注書に記される発注先サプライヤー以外の業者で、Fruit of the Loom の製品生産に直接関わるサプライヤーのプロセスを実行する。下請けプロセスの例としては、裁断、縫製、またはその後の作業 (例 : 刺繍、プリント、ブランド入り完成品の洗いなど) がある。
14. **Tier 1 サプライヤー** : 完成品を出荷する主要メーカー。下請け業者も含まれる。



一般的なコンプライアンス・プログラムの要件と制限

弊社では、ライセンシー各社のソーシャル・コンプライアンス・プログラムが FOTL 所有またはライセンシー所有プログラムとして適格性を有するかどうかを判断するために、ライセンシーの皆様に適格性確認フォームのご提出をお願いしております。適格性確認フォームに関するご質問等がございましたら、専任のコンプライアンス オナーまでお問い合わせください。

紛争鉱物: ライセンシーの皆様には、Fruit of the Loom との契約開始時に各社のサプライチェーンの代表として「紛争鉱物の報告に関するアンケート」を **1回** 提出していただくことになっております。このアンケートは、コンプライアンス オナーに E メールで直接お送りいただく必要があります。また、毎年ライセンス パートナーから選ばれた数社に、同じフォームを再度ご提出いただいております。貴社が選ばれた場合はご連絡いたします。

サプライチェーンマッピング: すべてのライセンシーは、工場においてマッピングに必要なあらゆる作業（以下に概説）を完了し、マッピングプロセスに協力する責任があります。FOTL は、サプライチェーンマッピングおよびソフトウェア会社と提携し、クラウドベースのプラットフォームを介して情報を収集します。すべての工場は、このプラットフォームに登録し、FOTL のアンケートに回答して、工場とその法的小および組織的構造、工場の生産プロセス、ポリシー、労働者の人口統計、工場の直接サプライヤーの身元に関する情報を提供する必要があります。さらに、工場は直接取引のあるサプライヤーに、プラットフォームへの登録と FOTL のアンケートを要請する必要があります。

ウズベキスタンとトルクメニスタン: すべてのライセンスパートナーは、直接・間接を問わずウズベキスタンまたはトルクメニスタンから綿の購入を控え、また、いかなる FOTL 製品の生産においても、ウズベキスタンまたはトルクメニスタンから綿を調達しているベンダーの糸および織物を故意に使用することを控えてください。さらに、当社のビジネスパートナーに対して、FOTL のために生産される全製品の生産に使用される綿の原産地を特定する記録を維持することを要求するとともに、監査中に記録を提供できるようにすることを要求します

中国の新疆ウイグル自治区（「XUAR」）: ライセンシーが XUAR で商品または材料（綿および綿を含む糸や生地が含まれるが、これらに限定されない）を生産、製造すること、または XUAR から当該商品または材料を調達することは禁じられています。または別の方法で、NS-CMIC リストに指定されている CMIC、BIS エンティティリストに指定されている企業、もしくはそれらの子会社の活動を直接または間接的に支援することも禁じられています。前述についての文書は、要求に応じて FOTL の独自の裁量により満足のいくものが提供されるものとします。中国と取引を行うライセンシーは、新しい制約事項を定期的を確認し、各社のポリシーや手続きが現行の経済制裁、輸出入要件に適合していることを見直す必要があります。



FOTL 所有のコンプライアンス・プログラムの概要

1. 新工場登録 *工場への発注前に完了してください。

- a. 取引の見込みのある工場を特定したら、提案先の工場の履歴、または同様の製品を製造する工場の一覧を得るために、コンプライアンス オーナーに連絡して FOTL データベースの確認を依頼します。適合する工場がデータベースで確認された場合は、ステップ 2 で必要なものは工場プロフィールのみになります。
- b. すでに FOTL の承認を受けた工場が見つからない場合は、見込みのあるサプライヤーについてコンプライアンス オーナーに以下の情報を提出してください。 **なお、登録リクエストの処理には 10 営業日かかりますのでご了承ください。** 当該工場には、FOTL の行動規範のベンチマークとサプライヤーガイドライン (<https://www.fotlinc.com/sustainability/supply-chain/resources-for-suppliers/>) の確認を求めます。
 - i. 工場プロフィール
 - ii. 新規取引工場のリクエストフォーム
 - iii. 有効な WRAP、BSCI、SMETA、または WCA の監査レポート（ただし、ライセンサーがベタワークのメンバーであるか、ベタワークから工場監査レポートを購入済みの場合、ベタワークのポータル内で FOTL にアクセスしてレポートを共有することもできます）。
- c. コンプライアンスリスクがあれば、コンプライアンス オーナーはそれらを伝えます。たとえば、工場の建物の階数が 5 階以上ある、同じ建物内に複数のテナントが同居する、または 1 階に小売店があることはいずれもリスクですが、これらに限定されません。
- d. 労働環境を検証するには工場訪問が推奨されています。FOTL またはライセンサーが現在生産を行っていない国にある工場の場合、工場訪問は必須となっています。
- e. 業界監査で重大指摘事項や容認不可指摘事項が見つからず、その他のコンプライアンスリスクもなければ、コンプライアンス オーナーは新規取引工場として受け入れ可能であると通知します。CAP プロセスは、「継続的なモニタリング」セクションのステップ 2. h に沿って続行する必要があります。
- f. [サプライヤー ポータル](#) から、FOTL 行動規範、人身売買禁止ポスターを入手します。FOTL 行動規範、人身売買禁止ポスターを工場内に掲示し、掲示の証拠として写真を返送するように依頼します。工場で実施した FOTL 行動規範トレーニングの写真と記録（参加者リスト、日付スタンプを伴う写真、トレーニング資料）を[サプライヤー ポータル](#)にアップロードします。
- g. 業界監査で重大指摘事項や容認不可指摘事項が見つかった場合、コンプライアンス オーナーはこの工場は取引先として受け入れられないと通知します。この場合、工場の登録プロセスを続行するには CAP プロセスを実施して再度監査を行う必要があります。または登録プロセスを中止する場合はコンプライアンス オーナーに通知します。



2. 継続的なモニタリング

- a. 毎月 10 日までに、工場リスト テンプレートを使用して工場リストを作成し、コンプライアンス オーナーに E メールで送信します。必ずすべての工場（注文の有無にかかわらず、登録前新規工場と既存の工場）を含めてください。製品を中国から出荷する場合はメールの受信者に BrandProtection@spalding.com.cn を追加してください。これは、中国の通関システムに当該工場を登録できるよう速やかに手配し、出荷の遅延を最小限に抑えるためです。
- b. コンプライアンス監査の有効期限が切れる 3 か月前に、監査スケジューリング プロセスを開始します。ただし、サプライヤーとしての取引関係を終了することにした場合は、その終了予定日が監査の有効期限から **90 日以内**であれば、更新監査を実施する必要はありません。「発注のない工場」セクションに進んでその他の手順に従ってください。
- c. コンプライアンス オーナーに以下の詳細を E メールで送信します。
 - i. 監査のスケジュール
 - ii. 監査を実施する会社
- d. 当該工場に、以下の書類を提供するよう伝えてください。
 - i. 工場プロフィール
 - ii. 移民を含む全従業員が理解できる言語で書かれ、工場に掲示されている行動規範と人身売買禁止ポスターの写真。
 - iii. FOTL 行動規範トレーニングの記録（トレーニング資料、**日付スタンプ付き**の写真、参加者リストを含む）。
- e. 上記の書類が工場から提供されたら、内容に誤りがないことを確認し、[サプライヤー ポータル](#)にアップロードします。
- f. 工場で BSCI または SMETA の監査を受ける場合は、ステップ g に進みます。工場で WRAP、WCA、ベターワークの監査を受ける場合は、ステップ m に進みます。
- g. BSCI 監査を実施した場合、コンプライアンス オーナーは BSCI プラットフォームにアクセスして内容を確認できます。通常、BSCI 監査の内容は監査完了日から 10 営業日以内に閲覧可能になります。SMETA 監査を実施した場合、監査レポートと CAP が入手可能になり次第、コンプライアンス オーナーに E メールで送信してください。
- h. コンプライアンス オーナーはレポートをレビューし、重大指摘事項と容認不可指摘事項が見つかった場合は文書で知らせます。
- i. 重大指摘事項と容認不可指摘事項が見つからなかった場合、コンプライアンス オーナーは有効期限と BSCI の要件（60 日以内に amfori サステナビリティ プラットフォームで持続可能性への影響と対策を提出する）のみを通知します。以上で監査プロセスが完了します。



- j. 重大指摘事項が見つかった場合、コンプライアンス オーナーは、ライセンシーをメールの宛先とし、FOTL のサステナビリティ チームのメンバーを CC 欄に含めて監査結果を送信します。
- k. FOTL のサステナビリティ チームのメンバーは、この情報をレビューし、必要に応じて責任者に説明を求めます。必要に応じて、さらなるガイダンスを通知します。
- l. 容認不可指摘事項が見つかった場合は、コンプライアンス オーナーから以降のステップについて連絡を受けます。
- m. WRAP または WCA の監査を実施した後、フルレポートと認定書（WRAP の場合）をコンプライアンス オーナーに E メールで送信します。または、ベターワークポータルで、当社にベターワーク監査へのアクセスを許可する必要があります。
- n. コンプライアンス オーナーはレポートをレビューし、重大指摘事項と容認不可指摘事項が見つかった場合は文書化して結果をライセンシーに伝えます。
- o. WRAP 監査の有効期限は、WRAP 認定書の有効期限に従います。
- p. WCA、SMETA、ベターワークの監査の有効期限は、監査日から 1 年間です。
- q. みつかった指摘事項の改善は、個々の監査の現行プロセスに応じて実施します。
- r. 容認不可指摘事項が見つかった場合は、コンプライアンス オーナーから以降のステップについて連絡を受けます。

3. 工場への発注がない場合

- a. 現在発注がない工場は、有効な監査レポートが存在すれば、最後の注文が出荷されてから最長 1 年間は FOTL のシステムで有効なステータスを維持できます。
- b. 現在発注がなく、その工場との取引を終了することになっている場合は、FOTL システムでステータスを無効にする必要があります。
- c. 取引を終了する決断を下した場合は、毎月提出していただく工場リストのセクション D にその工場名を記載します。最終発注の工場出荷日も含めてください。
- d. 発注分がすべて工場から出荷された後、ライセンシーは、商標が付されたもの（これには、FOTL の行動規範、人身売買禁止ポスターのほか、商標の付いた製品、装飾、パッケージなどが含まれますが、これらに限定されません）が工場から撤収または破棄されたことを確認してください。
- e. 前のステップを確認したら、コンプライアンス オーナーに E メールで通知してください。
- f. 通知を受けたコンプライアンス オーナーは終了証明書を作成し、署名をいただくために E メールで送信します。
- g. 5 営業日以内に終了証明書にご署名のうえ、コンプライアンス オーナーに返送してください。
- h. 工場との関係を再開したい場合は、いつでもコンプライアンス オーナーにその旨を通知し、登録のステップに従ってください。



ライセンサー所有のコンプライアンス・プログラムの概要

1. プログラムの要件

- a. プログラムの最低要件は次のとおりです。
 - i. 専任の CSR スタッフが少なくとも 1 人いる
 - ii. 自社所有工場と調達先工場の両方で、社会・労務コンプライアンスの内部モニタリングプロセスが導入されている
 - iii. 現在 MSI に取り組んでいる（企業または顧客主導プログラム）
- b. 上記 3 つの最低要件をすべて満たすライセンサーは、ライセンサー所有のソーシャル・コンプライアンス・プログラムにおけるレベル（発展または認定レベル）を判定するために自己アセスメントを実施します。既定により、ライセンサーのソーシャル・コンプライアンス・プログラムは自己アセスメントが完了するまで発展レベルにあると見なされます。自己アセスメントが実施され、サポート文書のレビューが完了した時点で、基本的なベンチマークを 6 つ以上満たし、ベスト プラクティスを 3 つ以上実施しているライセンサーは、認定レベルを獲得します（次のリストを参照）。

基本的なベンチマーク

- 独自の行動規範を設けなければならない
- サプライヤーの工場に行動規範を掲示しなければならない
- ソーシャル・コンプライアンスのモニタリング手続きが文書化されていないといけない
- 少なくとも年に 1 回は工場訪問を実施しなければならない
- ソーシャル・コンプライアンスのデータを収集、管理、分析しなければならない
- 監査の後、持続可能な改善を速やかに実施するために、サプライヤーと直接連携するプロセスを策定しなければならない
- ソーシャル・コンプライアンスの要件を取り入れてサプライヤー契約を作成し、実施しなければならない
- その他のイニシアティブに 1 つ以上参加しなければならない（工場安全方針、強制労働、生活賃金などが挙げられるが、これらに限定されない）
- コンプライアンス タスクを担当するメンバーの職務記述書を作成しなければならない

ベスト プラクティス

- サプライヤーの工場従業員を対象に、行動規範の年次トレーニングを開発して実施する
- 新規取引先の国のデュー・デリジェンス プロセスを開発する
- 新規取引先工場のデュー・デリジェンス プロセスを開発する
- 工場と取引を終了する場合のデュー・デリジェンス プロセスを開発する
- 自社所有工場または調達先工場の従業員向けの苦情処理メカニズムを開発して導入し、機密報告のための手段を 1 つ以上を設ける



- 責任ある調達慣行のための計画を立てる
- Tier 1 以降のサプライチェーン階層の工場を可視化するための計画を立てる
- CSR 担当スタッフは、社会・労務コンプライアンス トレーニングに年に 1 度以上参加する（社内・社外トレーニングのいずれも可）
- 生産量が多い国、またはリスクが高いと見なされる国で MSI に 1 つ以上取り組む
- 現地にスタッフを持つ

c. ライセンシー所有のソーシャル・コンプライアンス・プログラムに参加した場合、プログラムの現在のレベルに関係なく、ソーシャル・コンプライアンスの管理はライセンシーの単独責任となります。ライセンシーは、工場選択、内部アセスメント/第三者アセスメント、労働者および管理職向けのトレーニング、新規取引先の国のデュー・デリジェンス、工場ステータスの無効化など、ソーシャル・コンプライアンスのあらゆる側面において責任を負います。

2. 報告に関する仕様

- a. このプログラムに参加するライセンシーは、プログラムのレベルに関係なく、そのサプライチェーン内で Fruit of the Loom ファミリーのブランドを生産する予定の全工場のリストを提出する必要があります。
- b. ライセンシー所有のソーシャル・コンプライアンス・プログラムの全参加者は、以下のツールを用いて報告する必要があります。
 - i. 工場プロフィール
 - ii. 工場リストのテンプレート
 - iii. サプライヤー ポータル ユーザーガイド
 （これらのドキュメントはサプライヤー ポータルにあります。この概要には各ツールのコピーが添付されています。）

3. 発展レベルのソーシャル・コンプライアンス・プログラム

- a. 発展レベルに分類されたライセンシーは、以下の報告要件とスケジュールに従う必要があります。
 - i. 新規取引先工場の登録の際には、発注前に次の書類を提出してください。
 - a. 工場プロフィール
 - b. 登録に際してライセンシーが受け入れた、有効な内部アセスメントまたは第三者アセスメント
 - c. バングラデシュで操業する工場については、追加情報の提出が求められる場合がある*
 - ii. ライセンシーは以下の文書を指定期限までに[サプライヤーポータル](#)にアップロードする必要があります。
 - a. アセスメント情報を伴う工場リスト - 四半期ごと（1 月、4 月、7 月、10 月の 10 日までに提出。必ずすべての工場（発注の有無にかかわらず、新規



工場候補と既存の工場)を含めてください。製品を中国から出荷する場合はメールの受信者に BrandProtection@spalding.com.cn を追加してください。これは、中国の通関システムに当該工場を登録できるよう速やかに手配し、出荷の遅延を最小限に抑えるためです。

- b. 工場プロフィール - 毎年 3 月 31 日までに
- c. 掲示された行動規範の写真 (ライセンシーの行動規範、ライセンシーが行動規範を設けていない場合は FOTL 行動規範**) - 毎年 3 月 31 日までに提出
- d. 行動規範トレーニングの証拠 - 毎年 3 月 31 日までに

4. 認定レベルのソーシャル・コンプライアンス・プログラム

- a. 認定レベルのライセンシーは、以下の報告要件とスケジュールに従う必要があります。
 - i. 新規取引先工場の登録の際には、発注前に次の書類を提出してください。
 - a. 工場プロフィール
 - b. バングラデシュで操業する工場については、追加情報の提出が求められる場合がある*
 - ii. ライセンシーは以下の文書を指定期限までに[サプライヤーポータル](#)にアップロードする必要があります。
 - a. 工場リスト - 四半期ごと (1 月、4 月、7 月、10 月の 10 日までに提出。必ずすべての工場 (注文の有無にかかわらず稼働中の、新しい工場候補と既存の工場) を含めてください。製品を中国から出荷する場合はメールの受信者に BrandProtection@spalding.com.cn を追加してください。これは、中国の通関システムに当該工場を登録できるよう速やかに手配し、出荷の遅延を最小限に抑えるためです。
 - b. 工場プロフィール - 毎年 3 月 31

5. プログラムへの参加継続

- a. FOTL サステナビリティ チームのメンバーは、FOTL ブランドを生産している工場を定期的に訪問し、ライセンシーのソーシャル・コンプライアンス プログラムの妥当性と有効性を検証するとともに、トレーニングとサポートの必要性を確認します。これらはあくまでも表敬訪問として実施され、監査として分類されることはありません。ただし、訪問時に特定の領域について FOTL の基準が遵守されているか審査する点についてはご了承ください。この訪問時には、FOTL のサステナビリティ チームのメンバーと共にライセンス パートナーのメンバーが同行することをおすすめしますが、必須ではありません。
- b. このプログラムへの参加を継続するには、時宜を得た一貫性のある報告を行うことと、プログラムのガイドラインを遵守することが条件です。プログラム ガイドライン遵守の不履行が明らかになったと



きはいつでも、FOTL は同プログラムからライセンスを削除する権利を留保します。この場合、FOTL 所有のコンプライアンス・プログラムが再開されます。

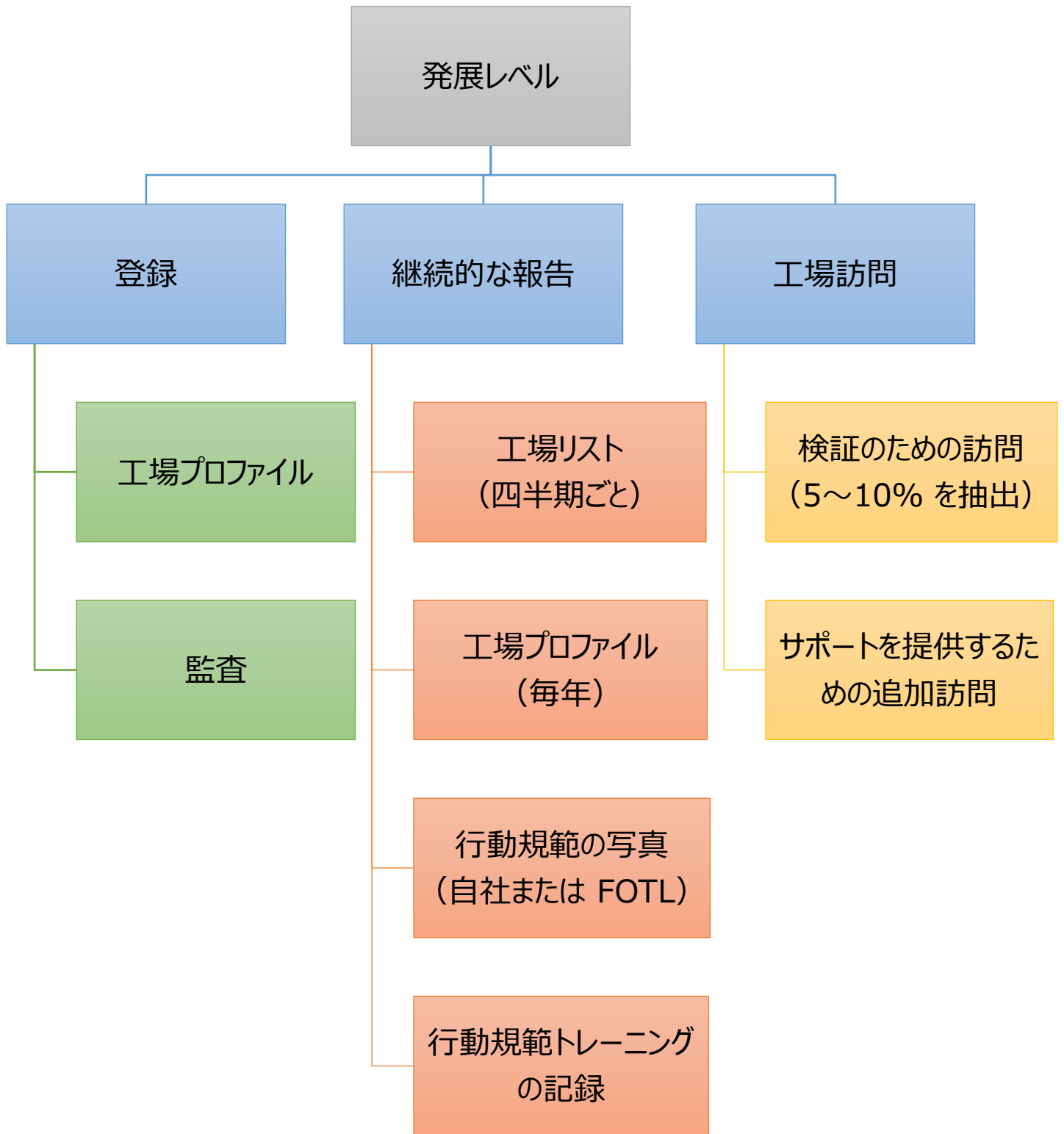
* バングラデシュで操業する工場については、登録に必要な書類を提出する際に、以下の追加情報をコンプライアンス オーナーに E メールで送信する必要があります。

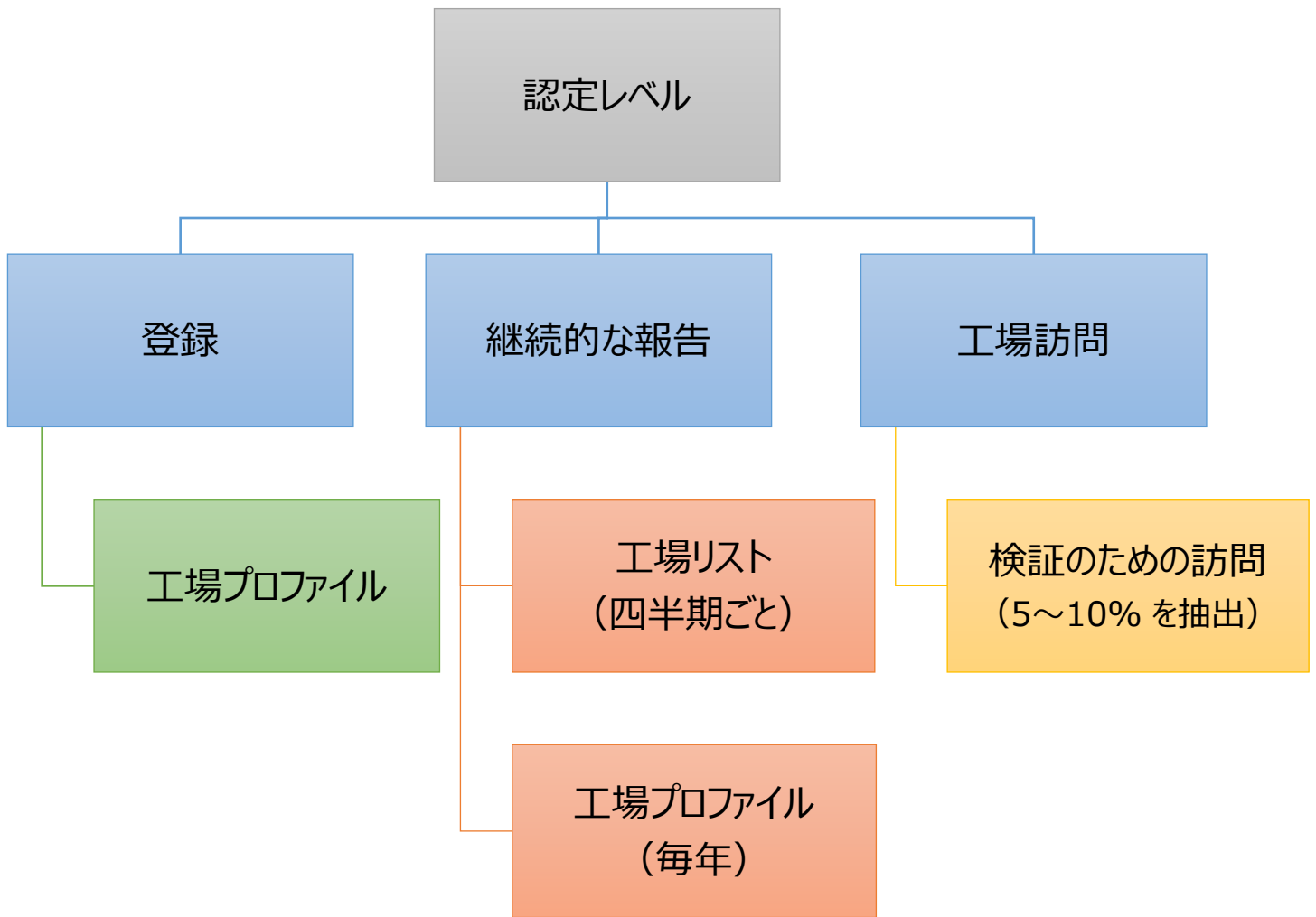
- ライセンシーが Accord (RSC) /Nirapon のメンバーであるか、または Accord (RSC) /Nirapon に参加する意思があるかどうかの確認
- 構造評価、火災評価、電気評価によりみつかった指摘点对する改善措置終了の割合
- 改善措置の完了予定日
- 改善費用（推定額）
- 資金計画の責任
- 主要ブランド
- 構造評価、火災評価、電気評価に基づく最新の CAP

** 工場に FOTL の行動規範を掲示する場合、ライセンスは、工場との取引終了時に、商標が付されたものと FOTL の行動規範がすべて撤収または破棄されたことを確認してください。商標が付されたものが工場に残っていないことを確認するために、終了証明書が必要になります。コンプライアンス オーナーから終了証明書を送信しますので、受け取り次第署名してください。



6. 報告要件





Fruit of the Loom
ソーシャル・コンプライアンス マニュアル受領確認書

ライセンシー名： _____

コンプライアンス・プログラムのステータス：（1つ選択）

FOTL 所有のコンプライアンス・プログラム

ライセンシー所有のコンプライアンス・プログラム

私は、下記に署名することにより、本マニュアルで概説されているステップと、Fruit of the Loom に対する自社のソーシャル・コンプライアンス義務を読み、理解したことを認めます。

ライセンシー代表者（署名）

ライセンシー代表者（活字体）

役職

日付

